

■保険及び補償

借受人又は運転者が第29条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

対人補償 1名につき 無制限（自動車損害賠償責任保険による金額を含まない。）

対物補償 1事故につき 無制限（免責金額5万円）

車両補償 1事故につき 時価額、免責金額5万円（J、W、Vクラス、T1～T3クラス）

免責金額10万円（T4クラス以上、A、Mクラスすべて）

人身傷害補償 3000万円まで／1名につき（定員まで）

ただし、入院と通院は事故発生日より180日を限度とする。

搭乗者傷害補償の適用に際しては、必ず警察への人身事故の届出と医師による正規の治療を要します。なお、その他に関しては当社付保の損害保険規定に準ずるものとします。

保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。